

三原労働基準監督署だより vol.3

社会福祉施設を対象に労災防止セミナーを開催しました。

三原労働基準監督署では、7月27日労働災害が増加している社会福祉施設を対象に、労働災害防止セミナーを開催しました。



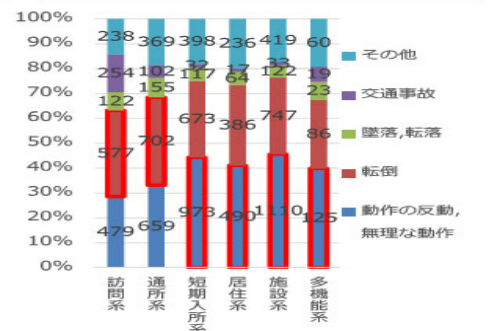
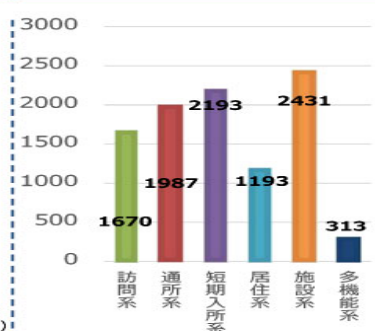
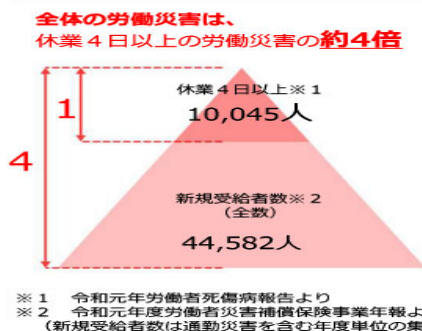
セミナーには、13社13名の方にご参加いただきました。

担当官から「社会福祉施設の労働災害発生状況」「腰痛対策」「転倒防止」等について説明をいたしました。

社会福祉施設の労働災害発生状況

- 社会福祉施設の労働災害（休業4日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
- 事故の型別で見ると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況 社会福祉施設のサービス系統別死傷者数 社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数



出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上労働災害10,045件をサービス系統別で分類を行った結果、分類できた6,776件について、事業場のサービス系統別に「延べ件数」（複数のサービスを提供している事業場は各系統でカウント）を集計したもの。提供されているサービスが不明なものを除く。

厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。具体的な対策はこちらをチェック!



月60時間を超える時間外労働の割増率が引き上げられます。
(2023年4月～)

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

不明な点があれば個別のご相談にも対応しております。

三原労働基準監督署 相談・支援班 0848-63-3939

業務改善助成金の申請を受付中

厚生労働省

広島労働局

業務改善助成金

検索



【お問い合わせ先】

業務改善助成金

コールセンター

TEL 0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】

広島働き方改革

推進支援センター

TEL 0120-610-494

【申請先】

広島労働局

雇用環境・均等室

TEL 082-221-9247



広島労働局三原労働基準監督署